

## 岸和田市人権施策推進プラン 令和5年度重点施策について

## = 重点施策 =

「人権全般に関わる施策」(プラン P.26-27)より毎年3項目程度設定

## 事務局案

施策 No.2 【推進施策】権利の理解のための学習機会の提供 (プラン P.25)

【主要課題】人権全般に関わる施策

【共通課題】権利の理解のための教育と啓発

【課題】一人ひとりが自身の権利を守り、そして他者の権利を侵害しないために、権利の理解は必要不可欠であるため。

施策 No.17 【推進施策】日本語の理解が困難な人へのやさしい日本語による対応 (プラン P.26)

【主要課題】人権全般に関わる施策

【共通課題】様々なバリアの解消とユニバーサルデザインの推進

【課題】市役所におけるやさしい日本語による対応が不十分であり、市職員への理解促進が必要であるため。

施策 No.18 【推進施策】様々な人に配慮した情報発信 (プラン P.26)

【主要課題】人権全般に関わる施策

【共通課題】様々なバリアの解消とユニバーサルデザインの推進

【課題】「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行に伴い、市民への情報発信やコミュニケーションのあり方について、各課で見直す必要があるため。